

藤沢市図書館雑誌スポンサー制度 広告表示仕様書

藤沢市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第5条の規定に基づき、広告の表示方法、表示位置、規格等を次のとおり定める。

1 雑誌及び雑誌カバーの表示

提供雑誌の最新号の表紙側及び雑誌カバーの表紙に「この雑誌は、〇〇様（雑誌スポンサーの名称）から提供されています」と表示する。

- (1) 雑誌スポンサーの名称の表示枠は、縦4 cm×横13 cm以内とする。
- (2) 雑誌スポンサーの名称の表示位置は、雑誌のタイトル等を避けて表示する。この場合、雑誌スポンサーによる表示位置の指定又は変更はできない。
- (3) 雑誌及び雑誌カバーの表示に要する費用は、図書館が負担する。

2 広告チラシの表示

提供雑誌の最新号の雑誌の表紙裏カバー及び書架に、雑誌スポンサーに関する広告チラシを表示する。

- (1) 雑誌表紙裏用広告チラシの表示枠は、提供雑誌のサイズ以内とする。
- (2) 書架用広告チラシの表示枠は、A4サイズとする。
- (3) 広告チラシのデザインは、自由とする。
- (4) 雑誌スポンサーは、広告チラシの作成及び作成に要するすべての費用を負担するとともに、あらかじめ図書館が指定する枚数の広告チラシを図書館に提出するものとする。

3 雑誌架の表示

提供雑誌の配架場所に、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（雑誌スポンサーの名称）から提供されています。」と表示する。

- (1) 雑誌架の表示枠は、縦30 cm×横21 cm以内とし、上記の表示のほか、雑誌スポンサーの所在地及び連絡先等を表示することができる。
- (2) 雑誌架の配架場所及び表示位置は、図書館の指定する場所とする。
- (3) 雑誌架の表示に要する費用は、図書館が負担する。

4 広告の表示期間

(1) 雑誌及び雑誌カバーの表示

雑誌カバー表紙の表示は、雑誌の提供期間とする。

雑誌本体の表示は、保存期間の満了等により提供雑誌が廃棄されるまでとする。
ただし、開架フロアへの配架は、次の最新号が発売されバックナンバーとなってから図書館が定める期間までとし、閲覧・貸出は、保存期間として定められた期間とする。
なお、保存期間を過ぎた後、リサイクル雑誌として市民等は無償で提供する場合は、広告を表示した状態で提供するものとする。

(2) 広告チラシの表示

雑誌の提供期間とする。

(3) 雑誌架の表示

雑誌の提供期間とする。ただし、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により、図書館に雑誌を提供できなくなった場合は、最終号発行後1か月までとする。この場合において、図書館は、「〇〇（雑誌名）は〇〇様（雑誌スポンサー）から提供されていましたが、〇月号（〇月〇日号）をもって廃刊（休刊）となりました。」と表示を差し替えるものとする。

5 その他広告の掲示

広告ポスターや事業チラシ（パンフレット等）を館内に掲示することができる。なお、作成にかかる費用は、すべてスポンサーが負担することとする。

(1) スポンサーのポスターの掲示

スポンサーの広告ポスターについては、雑誌の提供期間において1枚掲示を行うことができる。ただし、イベント等実施時期が決まっているものについては、別途1枚掲示することができる。

なお、イベント等のポスターの掲示期間はイベント等実施期間とする。掲示を希望する場合は、該当館に直接持ち込むか郵送することとする。

(2) 事業チラシ（パンフレット）の配架

通常の広告チラシのほかに、イベント等周知用チラシを雑誌の横に配架することができる。チラシのサイズは、A4サイズ以下（A3二つ折り可）とする。

配架期間はイベント実施期間とし、配架を希望する場合は、該当館に配架希望枚数分のチラシを直接持ち込むか郵送することとする。

以上